



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 精工技研
代表者名 代表取締役社長 上野昌利
(コード番号 6834)
問合せ先 管 理 部 長 斎藤祐司
(TEL. 047 - 388 - 6401)

当社取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 28 年 6 月 17 日開催予定の第 44 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（注）当社は、本日付で別に公表しました「監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載しましたとおり、本株主総会においてかかる定款変更議案をご承認いただいた場合には、現行の監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、取締役の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、導入するものであります。

なお、取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において承認決議を得ることを条件といたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、役位、業績達成度等に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという業績連動型の株式報酬であります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）といたします。

(3) 各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、本信託の信託期間中の毎年所定の日、役位及び業績達成度等により算定される数のポイントを付与いたします。

ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は1事業年度当たり30,000ポイントを上限といたします。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間（3年間）中に2億円を上限とする金銭を取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定いたします。本信託は、当社が信託した金銭（※）を原資として、当社株式を、株式市場を通じて、又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。

※ 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決議により、信託期間を3年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に2億円を上限として本信託に追加拠出することといたします。（ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の本信託の期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときには、残存株式等の金額（当社株式については帳簿価格といたします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内といたします。）

また、この場合には、延長された本信託の信託期間内に前記(3)のポイント付与及び後記(5)の当社株式の交付を継続します。

ただし、上記によるポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、すでにポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 各取締役に対する当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、取締役に付与されたポイント数に1.0（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定割合の当社株式については、本信託

- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を信託内で株式市場にて売却し、金銭を交付します。

イ. 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、前記(5)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記エのとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

ウ. 信託期間

信託期間は、平成28年8月(予定)から平成31年8月(予定)までの約3年間とします。ただし、前記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

エ. 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、株式市場からの取得又は当社からの自己株式処分による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

オ. 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

カ. 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

キ. 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

以 上